

「少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令案」
に関する意見募集の結果について

法 務 省

令和 4 年 2 月 1 日

令和 3 年 1 1 月 2 9 日（月）から同年 1 2 月 2 9 日（水）までの間、
「少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令案」
についての意見の募集を実施したところ、省令案に関するものとして 4 件
の御意見を頂きました。「少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の
一部を改正する省令」が令和 4 年 2 月 1 日に公布されたことから、頂きま
した御意見及びこれに対する法務省の考え方を下記のとおり公表いたしま
す。

なお、本意見募集では、省令案に関する御意見以外に 1 件の御意見を頂
きました。

記

御意見 1

少年院法施行規則第五十六条（面会の日々の制限）、および少年鑑別所法施
行規則第四十七条（同）の各改正案において、改正案で、面会日の制限の
適用外となる弁護士等の依頼者に「里親」がないので、追記する必要があ
るのではないのでしょうか。

(考え方)

今般の省令改正は、少年院法施行規則（平成 27 年法務省令第 30 号）第 56 条及び少年鑑別所法施行規則（平成 27 年法務省令第 31 号）第 47 条は、少年法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 47 号）により、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 10 条の付添人選任権者が、少年及びその保護者に加え、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹についても拡大されたことに伴い、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 93 条等及び少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 81 条等が改正されたことを受けて、改正を行うものです。

少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則における「保護者」の定義は、少年院法第 2 条第 4 号及び少年鑑別所法第 2 条第 7 号において

「少年法第 2 条第 2 項に規定する保護者をいう」と規定されており、少年法第 2 条第 2 項の「保護者」とは「少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。」と規定されています。したがって、少年を現に監護する「里親」は、「保護者」に当たるものと認識しております。

御意見 2

少年院法施行規則 16 条

「通告者や証人等の心情を理解しようとする意識が低いこと。」

「求償権を持つ者から請求が来た又は来る可能性がある理由を理解していないこと。」

も加えるべきである。

(考え方)

今般の省令改正は、少年法等の一部を改正する法律により、少年法において、18歳及び19歳の者を特定少年とし、特定少年に対する保護処分の特例が規定されたことに伴い、特定少年に対する矯正教育として、少年院法第24条第3項第3号の規定を受けた少年院法施行規則第16条に新たな生活指導を追加するものです。

御意見については、参考として承ります。

御意見 3

「少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令」
反対します。

目的がわからない。

自分の行った犯罪のため服しているのであって、常に忘れてはいけない。

寮生活をしているわけではない。

しっかりと贖罪するのが第一です。

(考え方)

今般の省令改正は、少年法等の一部を改正する法律により、少年法、更生保護法、少年院法及び少年鑑別所法が改正されることに伴い、少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則について、必要な改正を行うものです。

御意見については、参考として承ります。

御意見 4

異論ありません。

(考え方)

少年院法及び少年鑑別所法等に基づき適切に運用してまいります。